

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和5年度第4回さいたま市建築審査会
2 会議の開催日時	令和5年10月20日(金曜日) 10時00分 から11時20分まで
3 会議の開催場所	さいたま市役所 特別会議室
4 出席者名	馬橋隆紀会長、大塚嘉一委員、吉沢浩之委員、 能見正委員、篠原厚子委員、遠藤博久委員 (6名)
5 欠席者名	伊藤史子委員
6 議題及び公開又は非公開の別	別紙による
7 非公開の理由	さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に 該当するため
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	別紙による
10 問合せ先	建設局 建築部 建築総務課 管理係 電話番号 048-829-1538
11 その他	さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要 綱第8条第2項ただし書の規定により、議事概 要を公表します

1 議題

- (1) 第18号議案
法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意
- (2) 第19号議案
法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意
- (3) 第20号議案
法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意
- (4) 第21号議案
法第43条第2項第2号の規定による許可の報告
- (5) 第22号議案
法第43条第2項第2号の規定による許可の報告
- (6) 第23号議案
法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

2 その他

- (1) 包括同意基準の改正

3 審議の結果

第18号議案～第20号議案	同	意
第21号議案～第23号議案	了	承
包括同意基準の改正	議	決

4 公開・非公開の別

非公開 : 第18号議案から第23号議案
(さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に該当するため)

以上

建築審査会要旨

会議名	令和5年度第4回さいたま市建築審査会
開催日時	令和5年10月20日(金) 10:00~11:20
開催場所	さいたま市役所 特別会議室
出席委員	馬橋隆紀
	大塚嘉一
	吉沢浩之
	能見正
	篠原厚子
	遠藤博久

1 案 件

- (1) 第18号議案
法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意
- (2) 第19号議案
法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意
- (3) 第20号議案
法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意
- (4) 第21号議案
法第43条第2項第2号の規定による許可の報告
- (5) 第22号議案
法第43条第2項第2号の規定による許可の報告
- (6) 第23号議案
法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

2 その他

- (1) 包括同意基準の改正

3 公開・非公開の別

非公開 : 第18号議案から第23号議案
(さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に該当するため)

4 傍聴人の数

0 人

5 議事録の署名について

- ・大塚委員及び篠原委員に決定

(次項あり)

5 審議内容

(1) 第18号議案

- 建築審査会 通路の所有状況と、現在の通路形状に分筆された時期は。
- 特定行政庁 通路部分は共有であり、昭和53年にほぼ現在の状態に分筆されている。
- 建築審査会 協定通路の区域以外は、現状どうなっているのか。
- 特定行政庁 協定通路の筆の一部であり、共有のため空地となっている。
- 建築審査会 協定通路の整備計画は令和4年度に締結されているが、当時も沿線で許可申請があったのか。
- 特定行政庁 今回申請地隣で許可申請がなされている。

(同意)

(2) 第19号議案

- 建築審査会 協定通路の整備計画は、締結が令和5年度となっているが、それまで沿線での建替えはなかったのか。
- 特定行政庁 審査会の許可を得て建築した建築物はないが、平成11年以前に主事判断で建築をしている建築物がある。筆が共有であり、以前から道路形態があることから建築可能と判断したと考えられる。
- 建築審査会 道路に至るまでの、協定通路の現況は。
- 特定行政庁 コンクリートの基礎等が一部越境している。

(同意)

(3) 第20号議案

- 建築審査会 建築計画変更に伴い、一度許可したものを取止め、改めて許可申請されたとのことだが、前回の許可以降、許可基準の変更はあるか。
- 特定行政庁 基準の変更はない。
- 建築審査会 前回申請はいつ頃か。通路拡幅協議の状況は。
- 特定行政庁 令和4年度末の審査会で許可を受けている。計画変更に伴い、通路拡幅について改めて隣接地と協議したが、協力できないとの回答であった。

(同意)

(4) 第21号議案

建築審査会 今回の建替で越境しているブロック塀等は後退するのか。

特定行政庁 そのとおり。

(了承)

(5) 第22号議案

建築審査会 協定通路の範囲と現状はどうなっているのか。

特定行政庁 整備計画の範囲は図示のとおり。バルコニーや屋根が越境している状況である。

建築審査会 整備計画締結の時期と同意状況は。

特定行政庁 整備計画締結は平成24年である。越境物のある土地所有者からも同意を得ている。

(了承)

(6) 第23号議案

(了承)

(7) 包括同意基準の改正

建築審査会 包括同意基準の要件を満たしていても、審査会で審議したほうが良い案件もあると考えるので、「できる規定」にしてはどうか。

建築審査会 包括同意基準を定めている趣旨は事務手続きの簡素化であるが、個別の審議が必要かどうかを判断することになると、審査会の負担が増えてしまう。

建築審査会 懸念も理解できるが、包括同意基準は一律に判断することに意義があると思う。

事務局 包括同意基準の基準への適合状況については、審査会への報告の際にご確認いただけることとなる。

建築審査会 包括同意基準は、要件に合致する内容については、審査会として同意するというスタンスである。

「できる規定」として裁量が含まれると審査会としても判断に悩むことになるので、「取り扱う」との規定がよいと考える。

(包括同意基準の改正 議決)

以上